| | |
|---|---|
| 提供年月日 | 令和元年９月 30 日 |
| 担当部課 | 総務部　総務課 |
| 担当者 | 新庄、加藤 |
| 連絡先 | 077-587-6038 |

**野洲市資料提供**

野洲市余裕期間設定工事実施要領の制定について

１．主旨

本市が発注する建設工事において、柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が円滑な工事施工体制の確保を図ることを目的とし、ゆとりある工事の促進を図るため、余裕期間制度を導入します。

２．制度概要

余裕期間とは、建設資機材の準備、労働者確保等の工事着手以外の工事のための準備を行うための期間をいい、発注者は、契約締結日から工期の 30%を超えず、かつ最大 120 日を超えない範囲で余裕期間を設定して発注し、契約締結日から工事着手日の間で発注者が指定する一定期間内で受発注者が工事着手日を柔軟に選択することができる制度です。

受注者は、余裕期間中は契約期間内であるが、実工期外であるため、監理技術者等の配置が不要となります。また、契約締結時において他の工事を請け負っていても余裕期間内に完了することが確定していれば、同じ技術者を配置することができます。

３．制度周知方法について

記者発表とホームページで周知

４．施行日

令和元年９月９日
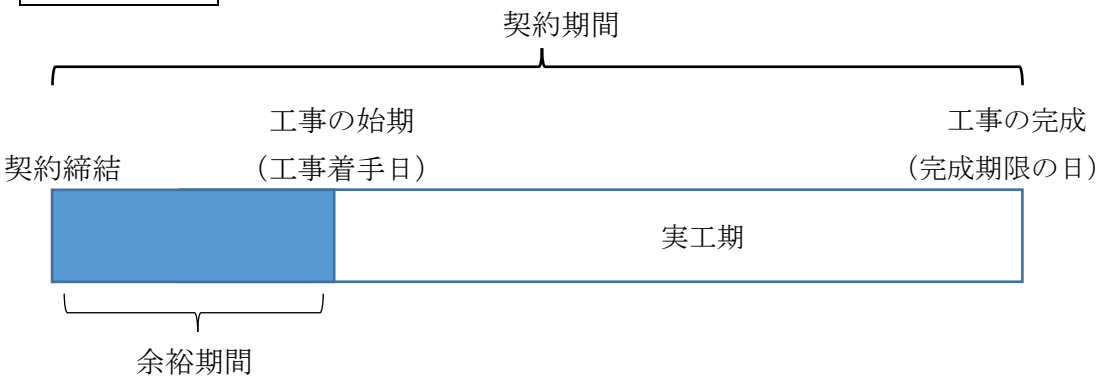
参考イメージ図